



北区議会議員

区民のミカタ 発行

Vol 65

花見たかし 区議会レポート

第 1 回定例議会報告

北区議会第 1 回定例議会が 2 月 24 日から 3 月 25 日まで開催され、初日の本会議で会派を代表して区長、教育長に質問をしました。令和 8 年度予算編成は過去最大となる一般会計総額 2,120 億となり、今後の景気動向の不透明感が根強いものの、様々な施策に効果的かつ効率的に配分した積極的予算となっております。

今後とも区民の皆さまの負託に応えられるよう、そして生まれ育った北区をさらに前へ進めていくためにも全力で取り組んでいく決意でございます、ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いします。



奨学金返済を応援します！ 北区定住で最大 100 万円

- 若者の学びを支援し区内定住を促進するため、大学等の修学に伴う奨学金返済を支援します（募集 100 名）
- 主な要件（すべての要件を満たすこと）①令和 6 年度中に大学等を卒業・修了した者。②日本学生支援機構の第一種学資貸与金の貸与を受けた者。③補助対象奨学金を自ら遅滞なく返済し、かつ滞納がない者。
- ④令和 8 年 1 月 1 日時点で北区に住民登録がある者。
- 実施時期 令和 8 年 5 月 申請受付開始 令和 8 年 10 月以降 対象者決定・交付
- 給付上限額のイメージ 1 年目 10 万、2 年目 15 万、3 年目 20 万、4 年目 25 万、5 年目 30 万（合計 100 万円）

住民税非課税高齢者世帯等のエアコン購入費を助成

- 助成対象 自宅に冷房機能を使用できるエアコンが 1 台もない、又は故障等で 1 台も動かない状態であり、世帯員全員が住民税非課税で、次のいずれかの世帯
 - ①65 歳以上のみで構成される世帯 ②障がい者を含む世帯 ③ひとり親世帯、又は生活保護受給世帯で現行の生活保護制度でエアコンを設置できない世帯。
- 助成上限 本体購入費 7 万 3 千円、設置費等含め 10 万円。

※協力販売店において助成額を値引きした額で販売することになります。対象者はエアコン購入・設置費から助成金を差し引いた額を支払うだけで良く、購入資金を用意する負担が軽減されます



シニアクラブの活動支援

これまでのシニア輪投げ大会や囲碁・将棋大会の運営費補助に加えて、今後もシニアクラブがより魅力的な事業を展開し、活動を継続できるよう支援します。北区シニアクラブ連合会が新たに開催する「ポッチャ大会」や「健康麻雀大会」の運営費を補助し、魅力的な活動の継続に必要な支援を実施します。



王子駅前の再開発計画について

王子駅周辺で進むまちづくり事業が具体化しています。JR王子駅の東側（サンスクエア、ゴルフ練習場等一帯）の大規模再開発で、地上51階、高さ約190mの超高層ツインタワーマンションの建設と、また、北区役所の新庁舎の建設整備も合わせて予定されており、2026年度中の都市計画決定を目指しております。



施設予約システム利用対象施設の拡充・デジタル化で町会、自治会の課題解決

- 1 北区施設予約システム（WEB）の対象施設にふれあい館・元氣ぷらざ・ジェイトエルを追加し、利用者の利便性の向上を図り、区民等の活動を支援・推進します。また、施設利用料金にオンライン決済を導入し、行かない窓口を実現します。
- 2 専門コンサルタントを町会・自治会に派遣し、課題解決に向けた伴走型支援を実施。デジタル技術の活用に向けて支援計画の策定、アプリ導入方法のレクチャー、定着支援等を行います。解決した課題は、支援事例集にまとめて他の町会・自治会が参考にできる形で広く共有します。

北運動場の整備について

北運動場については現状の土のグラウンドから人工芝のグラウンドに再整備を図ります。また再整備にあたり、競技環境の充実を図るため、グラウンドのさらなる拡張も検討していきます。令和8年度は、再整備に向けた調査及び基本設計を行います。



東十条駅周辺まちづくり

東十条駅の南口に位置する十条跨線橋は、明治28年に荒川に架橋された鉄道橋を解体し、一部を再使用して整備された道路橋です。架橋から120年以上が経過し、橋の老朽化が進み、橋梁の健全度調査においても早期に措置を講ずるべき状況と判定されていることから、架替に向けて検討を進めています。今後は十条跨線橋架替を含む東十条駅周辺のまちづくり事業に関する基本協定をJR東日本（株）と締結後、JRへの委託により概略設計を行う予定です。



最近の活動あれこれ



区政有功者表彰式、187名の方が表彰されました



今年もたくさんの新年会に参加させていただきました



地域課題の各種勉強会にも参加しています。



北区少年野球連盟大会の開会式です。球春到来！

北区議会議員
花見たかし事務所

〒114-0001 北区東十条1-9-1-101

[TEL] 5902-0873

[FAX] 5902-0875